

2022 年 8 月 5 日

お客さま 各位

株式会社秋田銀行

「〈あきぎん〉キャッシュカード取扱い規定」の改正について

株式会社秋田銀行（頭取 新谷 明弘）は、2022 年 8 月 15 日より「〈あきぎん〉キャッシュカード取扱い規定」を下記のとおり一部改正いたしますのでお知らせいたします。

記

1 改正する規定

〈あきぎん〉キャッシュカード取扱い規定

2 改正日

2022 年 8 月 15 日（月）

3 改正内容

第 9 条「カード・暗証の管理等」に下線朱書き表示の条項を追加いたします。

9.（カード・暗証の管理等）

(1) 当行は、支払機また振込機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ、預金の払戻しを行います。

(2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日、電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。

(3) 当行は、電話又はインターネット等により各種サービスの申込み、利用又は各種届出（以下「申込等」といいます。）があった場合、申告又は入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認したことをもって、当該申告又は入力した者を本人とみなして申込等を取り扱うことができるものとします。当該取扱いに関し、暗証の盗用その他の事故により他人に知られた暗証が悪用されたことにより本人に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(4) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

(5) 当行に届出された暗証が他人に知られたおそれがある場合には、すみやかに当行に申し出てください。

（以 上）